

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
(地域公共交通等勘定(地域公共交通融資・物流施設融資))

令和4年12月9日

財務省理財局

<目次>

1. 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要
2. 改要求の概要
3. 編成上の論点① 政策的意義
編成上の論点② 償還確実性

1. 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点① 政策的意義 編成上の論点② 償還確実性

1-1. (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

【沿革】

平成15年10月1日に、日本鉄道建設公団※1と運輸施設整備事業団※2を統合して設立。

※1 昭和39年3月に国鉄の新線建設業務を分離して設立された特殊法人であり、平成10年10月に日本国有鉄道清算事業団の業務を承継。

※2 船舶整備公団(昭和34年6月に国内旅客船公団として設立)と鉄道整備基金(昭和62年4月新幹線鉄道保有機構として設立)を平成9年10月に統合した特殊法人であり、平成13年3月に造船業基盤整備事業協会の業務の一部を承継。

【業務の概要】

輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した輸送体系の確立を図るため、整備新幹線や都市鉄道等の整備やその支援、船舶の共有建造のほか、BRT(Bus Rapid Transit)等の地域公共交通ネットワークの構築に対する支援といった業務を遂行している。

鉄道建設等業務

【主な業務】

- 整備新幹線の建設・保有・貸付
- 都市鉄道等の建設・譲渡等
- 海外の高速鉄道に関する調査・設計等



北海道新幹線

鉄道助成業務

【主な業務】

- 鉄道事業者等に対する補助金の交付等
- 中央新幹線建設資金の貸付



おおさか東線

船舶共有建造等業務

【主な業務】

- 機構と海運事業者が費用を分担して船舶を共有建造
- 事業者に対し必要な技術的支援を実施



高度二酸化炭素低減化船

地域公共交通出資等業務

【主な業務】

- 地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設事業運営会社に対する出資
- 流通業務の総合化等の促進に資する事業の実施に必要な資金の貸付



BRT(イメージ)

特例業務(国鉄清算業務)

【主な業務】

- 旧国鉄職員に対する年金給付費用等の支払
- JR二島貨物会社の経営自立に向けた支援



青函トンネル用機関車

1. 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点① 政策的意義
編成上の論点② 償還確実性

2-1. 地域公共交通活性化再生法の支援枠組み

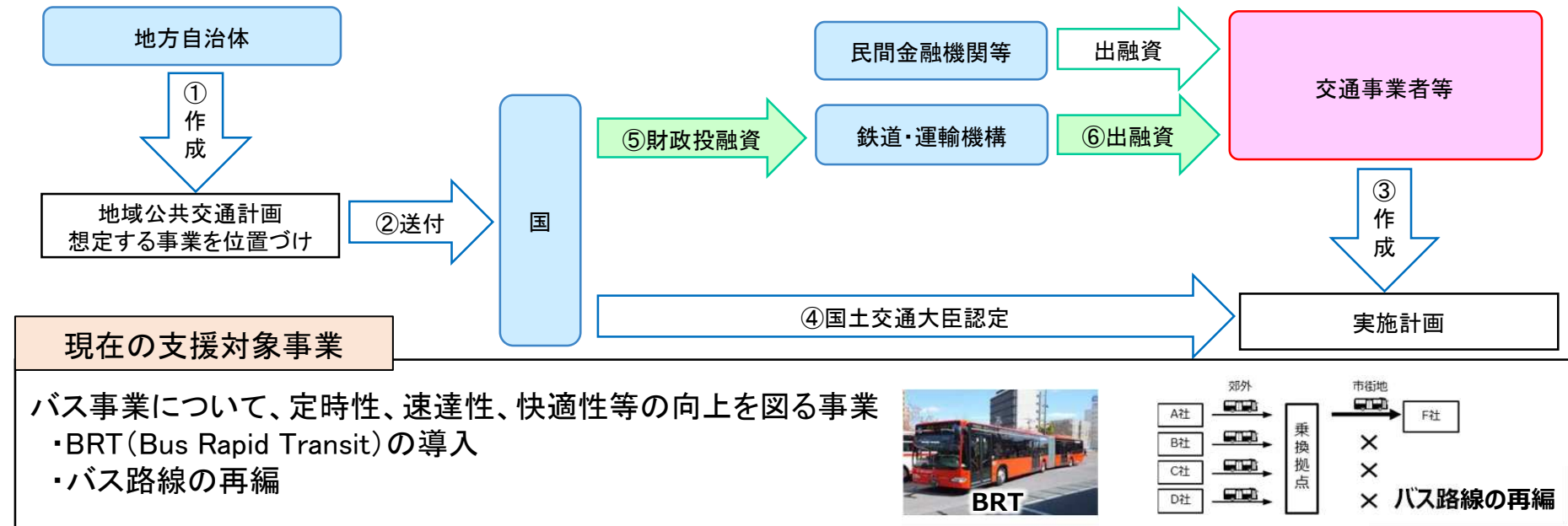
【目的】

- 地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間交流の促進並びに交通に係る環境負荷低減を図るための基盤となる地域旅客運送サービスの提供の確保を図る。

【制度の概要】

- 地域交通ネットワークの持続可能性を確保するため、道路運送サービスの高度化を図る事業や利便性の向上を図る事業を認定し、認定された事業の実施主体に対する鉄道・運輸機構の出資等を通じて支援する。

○地域公共交通活性化再生法に基づく財政投融资支援スキーム



電気バス



充電設備



汎用型キャッシュレス

2-2. 物流総合効率化法の支援枠組み

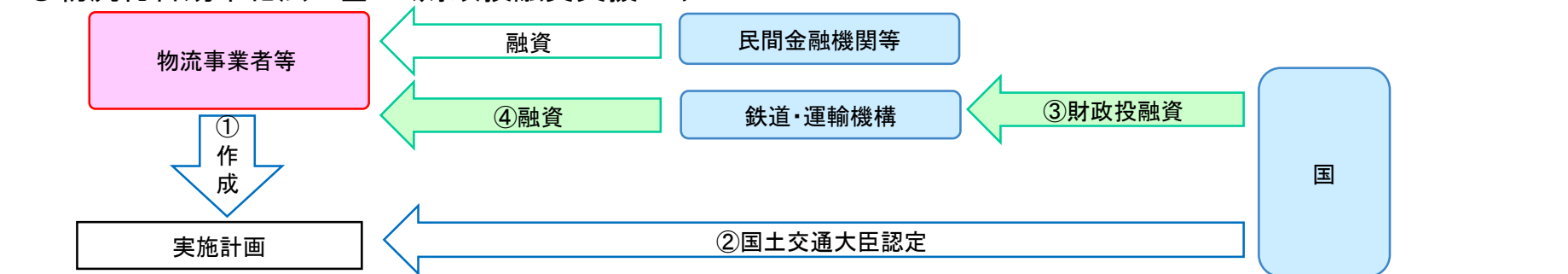
【目的】

- 我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化・多様化に伴う貨物の小口化・多様化等への対応、環境負荷の低減及び流通業務に必要な労働力の確保を図る。

【制度の概要】

- ニ以上の者が連携して、流通業務の総合化(輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。)及び効率化(輸送の合理化)を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの(流通業務総合効率化事業)を認定し、認定された事業の実施主体に対する鉄道・運輸機構の融資を通じて支援する。

○ 物流総合効率化法に基づく財政投融资支援スキーム



現在の支援対象事業

- 輸送モードの結節を行う機能等を有する一定規模の物流拠点施設を整備する事業
- ・ 幹線輸送と都市内輸送を結節する自動車ターミナル等の広域物流拠点
- ・ 幹線輸送を効率化するための中継輸送の物流拠点



追加予定の支援対象事業

物流のDX・GXによる効率化、生産性向上及び環境負荷の低減を図る事業

- ・ 物流DX: 物流施設の自動化に必要な施設の導入
- ・ 物流GX: EV車両、再生可能エネルギー関係施設の導入 等



2-3. 改要求の概要

- 地域旅客運送サービスの提供の確保を図るため、これまでのBRT等を担う新規会社への出資等に加え、財政融資による交通DX・交通GXを通じた利便性向上と経営力強化を図る取組を支援。
- また、物流の更なる効率化を推進するため、これまでの財政融資による物流拠点施設への支援に加え、物流DX・物流GXを通じた効率化、生産性向上及び環境負荷の低減を図る取組を支援。

(単位:億円)

	R4計画	R5当初要求額 (A)	R5改要求額 (B)	(B)－(A)
地域公共交通等勘定 (地域公共交通融資)	—	—	63	63
財政融資	—	—	63	63
地域公共交通等勘定 (物流施設融資)	4	—	20	20
財政融資	4	—	20	20
合計	4	—	83	83

1. 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点① 政策的意義
編成上の論点② 償還確実性

3-1. 編成上の論点

<論点>

- 低利な財政融資による支援を行うに当たり、DXやGXの観点を含む政策目的に沿って公に裨益するかどうかを吟味していくべきではないか。
- 物流においては融資の償還確実性を審査する既存の体制があるが、新たに融資を行うこととなる地域公共交通を含め、償還確実性を十分にチェックしていくべきではないか。

3-2. 編成上の論点①政策的意義：財政融資対象イメージ

融資対象イメージ①(交通DX)

- 路線バスへの非接触型クレジットカード決済手法やQRコード決済手法の大規模導入、定期券購入のオンライン化等を推進する。
- これにより、外国人旅行者を含む利用者のキャッシュレス決済環境の整備、窓口業務の効率化を図る。更に、利用者データを活用し運行路線・ダイヤの効率化等を実施する。
- これらを通じ、利用者の利便性向上や事業者の経営力強化を推進することによって、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る。



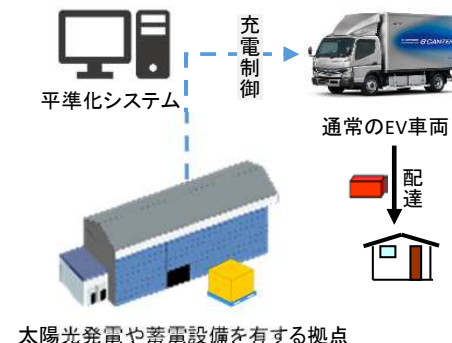
融資対象イメージ②(交通GX)

- EVタクシーの大規模導入と、その運用を可能にするための配車システムに給電管理を一体的に実施する機能を加えたエネルギーマネジメントシステムの構築を推進する。
- これにより、車両・充電設備の最適配置、給電時の機会損失減少、電気代低廉化等を図る。
- これらを通じ、事業者の経営効率化を通じた持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保を図るとともに、2035年の乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標※1の達成に貢献する。



融資対象イメージ③(物流GX)

- 各物流拠点において、EVトラックの大規模導入と、太陽光発電や蓄電施設等を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築を推進する。
- これにより、物流ダウンタイム(車両の停滞)削減、車両・充電設備の最適配置、電力需要の平準化等を図る。
- これらを通じ、物流業務の効率化の促進を図るとともに、2030年の小型トラック新車販売に占める電動車の割合を20~30%とする政府目標※1の達成に貢献する。



※1: グリーン成長戦略(令和3年6月18日策定)

3-3. 編成上の論点②償還確実性： 鉄道・運輸機構の審査体制について（物流施設融資業務）

●償還確実性の観点からの要件設定

償還確実性を確保するため、主に以下の要件を設定。

- ・担保の提供、保証人の保証等により、所要の債権保全が図られること
- ・信用格付機関が付与する信用格付けを有し、投資適格水準を満たしていること

※信用格付けがない場合は国土交通省及び鉄道・運輸機構が別途償還確実性に問題がないと認めた場合に限る。

●継続的なモニタリングの実施

モニタリング段階においては、毎年度、事業者に対して必要な書類の提示を求め、貸付期間中の事業の進捗状況、財務の健全性等を確認し、償還確実性の評価を実施。

●第三者委員会によるチェック体制

上記の審査・モニタリングの適正性を確保するため、外部有識者から構成される第三者委員会を設置し、審査段階での融資の妥当性やモニタリング段階での毎年の事業の進捗評価、想定外の事態が生じた場合に執るべき措置について、意見聴取を実施。

→ 新たな交通DX・交通GXに関する融資業務についても、類似の審査体制を講じていく予定

(参考①) 関連法令の法目的

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス(以下「地域旅客運送サービス」という。)の提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達の円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(参考②) グリーン成長戦略(令和3年6月18日策定)(抄)

4. 重要分野における実行計画

(5) 自動車・蓄電池産業

自動車は、電動化を推進する。この取組は、自動車産業のみならず、エネルギー供給、様々な産業、生活や仕事、モビリティや物流、地域やまちづくりに関わるものであり、支援・規制等の幅広い政策をパッケージとして、積極的に総動員しなければならない。…(略)…。

こうした基本的な考え方の下、以下の取組を進めていくことにより、日本はこの分野でのリーダーを目指さなければならない。

2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる。

商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で、電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進等の包括的な措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。